

## 精華町と京都精華大学との連携協力に関する協定書

精華町と京都精華大学とは、相互の人的、知的、物的資源の交流と活用を図り、第1条に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、精華町と京都精華大学が包括的な連携のもと、教育、文化、福祉、地域産業、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 精華町と京都精華大学は、次の事項について協力する。

- (1) 教育、文化、福祉の向上、スポーツの振興・発展のための連携
- (2) 地域産業振興、新産業創出のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他必要と認める連携

### (期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、精華町と京都精華大学のいずれから改廃の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他必要な事項については、精華町と京都精華大学が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成28年4月27日

精華町

京都精華大学

町長

学長